

建築基準法第53条の2第1項第3号の事前相談・許可申請書添付書類チェックリスト

＜事前相談＞下記の表に掲げるNo.4～No.19までの書類を揃えてお持ちください。
 ＜許可申請＞許可申請書類は、A4 フラットファイル綴じで正・副・消防用で計3部提出してください。手数料160,000円を現金でご用意ください。
 ※不足書類がある場合には協議、審査が行えない場合がありますのでご注意ください。
 許可申請書及び許可申請概要書は、ホームページに掲載の記載例をご確認の上、作成してください。

注意！！

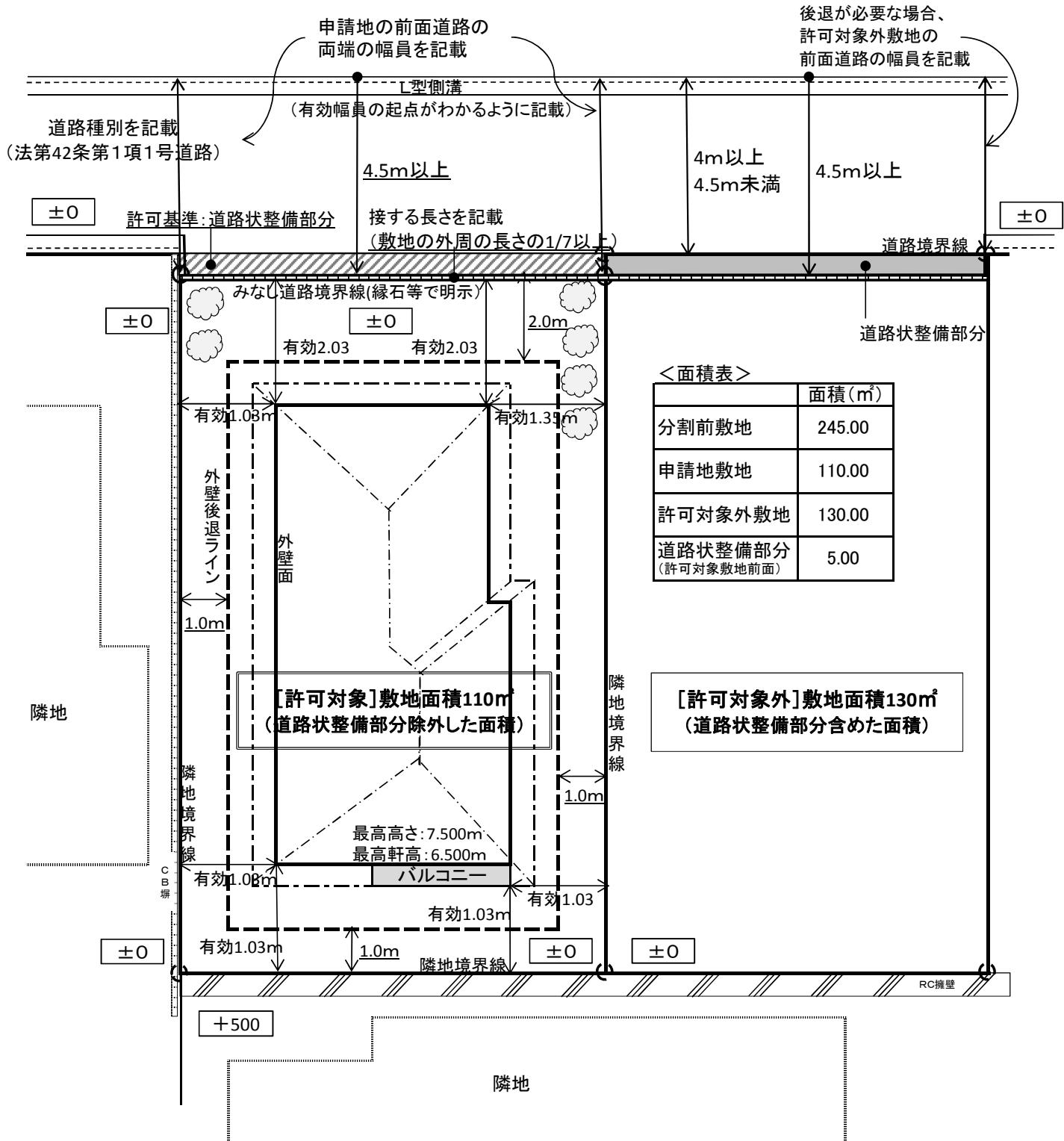
チェックリストは最低限必要な書類を示したものです。
 建築審査会に附議する案件等追加で必要となる書類が出る可能性があります。
 申請の際には必ず担当者と書類の確認を行うようお願いいたします。

No	必須	適宜	必要書類	注意点
	<input type="checkbox"/>		許可申請書添付書類チェックリスト	<ul style="list-style-type: none"> 申請前に確認し、チェックを入れたものを添付。
1	<input type="checkbox"/>		許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> 第1面～第3面
2	<input type="checkbox"/>		許可申請概要書	
3	<input type="checkbox"/>		委任状	
4	<input type="checkbox"/>		公図	<ul style="list-style-type: none"> 正本には原本を添付。副本と消防用にはコピー可。 登記官の印が押印されたもの。 事前相談時はコピー可。 <p>(登記情報提供サービスによるインターネットの取得は不可、事前相談は可)</p> <p>・公図は申請敷地が分かるように該当地番をマーカーする。</p>
5	<input type="checkbox"/>		土地登記簿謄本（申請地）	
6		<input type="checkbox"/>	売買契約書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 登記名義者と許可申請者が異なる場合。
7		<input type="checkbox"/>	土地使用承諾書	<ul style="list-style-type: none"> 土地の所有者が申請者と異なる場合。(所有者全員)
8	<input type="checkbox"/>		過去の建築計画概要書等又は申請地周辺の土地登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> 従前の土地又は敷地を確認する資料として、従前の敷地の建築計画概要書、建築確認図書副本又は、申請地に接する全ての土地の土地登記簿謄本（正本には原本、事前相談時はコピー可）が必要です。
9	<input type="checkbox"/>		確定測量図	<ul style="list-style-type: none"> 敷地分割求積図としてそれぞれの敷地面積、道路状整備部分の面積、前面道路の幅員を明示したもの。 測量士又は土地家屋調査士の印を押したものを準備してください。 (印影がわかるものであればコピー可。) 測量の結果、土地登記簿謄本と土地面積が異なり、登記簿上、必要面積に満たない場合には、許可申請前に登記簿上の整理（地積更正等）が必要です。 事前相談時は仮測量図でも可。
10	<input type="checkbox"/>		都市計画図（カラー）	<ul style="list-style-type: none"> i マッピーでも可。用途地域、道路種別が分かるもの。 (申請敷地が分かるように正確に明示する)
11	<input type="checkbox"/>	道路台帳	認定路線図	<ul style="list-style-type: none"> 申請敷地が分かるように明示すること。
12	<input type="checkbox"/>		区域線図	<ul style="list-style-type: none"> 申請敷地が分かるように明示すること。
13	<input type="checkbox"/>		案内図	<ul style="list-style-type: none"> 建築確認申請に添付する図面と同じ図面を添付。
14	<input type="checkbox"/>		1項道路に至るまでの幅員が分かる図面及び写真	<ul style="list-style-type: none"> 前面が2項道路の場合、幅員6m以上の一項道路に至るまで、2項道路の範囲で有効幅員3.6m以上有することがわかる図面 また、図面上に有効幅員がわかる現況写真を添付すること。
15	<input type="checkbox"/>		配置図	<ul style="list-style-type: none"> 建築確認申請に添付する図面と同じ図面を添付。 許可条件にかかる内容等（接道距離の計算、植栽の本数の計算、外壁後退の寸法等）を記載すること。【次ページ参照】
16	<input type="checkbox"/>		建物求積図	<ul style="list-style-type: none"> 建築確認申請に添付する図面と同じ図面を添付。
17	<input type="checkbox"/>		平面図	<ul style="list-style-type: none"> 建築確認申請に添付する図面と同じ図面を添付。
18	<input type="checkbox"/>		立面図	<ul style="list-style-type: none"> 建築確認申請に添付する図面と同じ図面を添付。 屋根形状は、切り妻・寄棟等とする。
19	<input type="checkbox"/>		現況写真	<ul style="list-style-type: none"> インターネット等で取得したものは不可。 申請地の場所、道路幅員等がわかるようにスケールを当てたもの。 撮影日を明示すること。 後退が必要な敷地は、後退がわかるようにスケールを当てたもの。
20	<input type="checkbox"/>		誓約書	<ul style="list-style-type: none"> 前面道路幅員が4.5m未満の場合に添付。
21	<input type="checkbox"/>		関係法令等諸手続の写し	<ul style="list-style-type: none"> 宅地造成許可書等の写し、狭い道路の協議結果通知書等を添付。
22	<input type="checkbox"/>		近隣住民説明状況報告書	<ul style="list-style-type: none"> 地域まちづくり計画等が定められている敷地及び審査会に附議する敷地においては添付。
23	<input type="checkbox"/>		その他必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 事前相談の際に必要に応じて担当者よりご案内いたします。

(記載例)
【許可申請書 配置図】

～要件(5)イの場合～

設定 第一種低層住居専用地域 建蔽率:50% 容積率:80%
敷地面積 分割前敷地:245m²⇒分割後:130m²[許可不要]
:110m²[申請地]
:5m²[道路状整備]



- 分割前敷地面積、申請地敷地面積、道路状整備部分面積、許可対象外敷地面積がわかる面積表を記載
- 外壁等からの有効寸法を記載 (外壁後退の有効寸法は施工誤差等を考慮する)
※外壁等からの有効寸法は、基本的に建物の角で、境界からの最短距離を記載する
- 敷地の外周の1/7以上が、広い道路その他の空地に接していることがわかる計算式を記載
- 緑化本数の計算式を記載 (敷地面積20平方メートルにつき中木1本以上植栽。小数点以下切り上げ)
- 申請地の前面道路の道路種別、両端の幅員を記載
- 後退が必要な場合、起点がわかるように記載
- みなじ道路境界線を縁石等で明示する旨を記載
- 道路状整備部分と隣地に高低差がある場合は、土留め処理等がわかるように表現する